



# 一時金引き下げ提案断固反対 全くのゼロ回答 県当局は現場の声に応える賃金・労働条件を 我々の要求に正面から向き合う回答、生活に目を向けた回答を

# 地公労NEWS

発行者 地公労共闘会議  
発行責任者 埼玉教組 金井宏伸  
〒330-0063  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24  
埼玉教育会館5階  
TEL:048-824-251

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議  
構成団体  
埼玉県職員組合(県職)  
埼玉県教職員組合(埼玉教組)  
埼玉県高等学校教職員組合(埼玉高教)

## 本日、第二回交渉 当局は現場の声に応えた賃金・労働条件を

埼玉教組、埼玉高教、県職で構成する地公労(地方公務員労働組合共闘会議)は9月22日(水)、「2021年度賃金等の確定に

### 全国の中で最も早い 人事委員会勧告

今年度の勧告はこれまでの勧告でも一番早い9月9日という異例のスピードで示されました。これは全国の中でも最も早い勧告です。当局は一時金引き下げありきの提案とスケジュールを示し、何としても9月議会での引き下げ提案を通そうと必死です。

第1回交渉では冒頭、要求書に対する回答に先立ち、小野寺総務部長は、職員の前向きに押し付けるような、人事委員会勧告を尊重することが県民への理解と説明責任につながる、勧告通りの一時金引き下げに対し理解を求めました。

### 我々の要求に正対した回答を

しかし、この間の県職員・教職員の奮闘に対し感謝の意を述べたのならば、人事委員会勧告通りの一時金引き下げ提案する事ができるのでしょうか。地公労は交渉を始めるにあたっての冒頭あいさつで、この間の災害級の事態における県職員・教職員の勤務状況と対応について言及し、そうした職員の努力

に込める、賃金・処遇改善回答を強く求めました。しかし、機械的な公民較差による一時金引き下げは断じて認められません。公務労働者の賃上げは、公務職場で奮闘する職員のモチベーションアップ、生活改善に影響する

労働者の賃金や社会情勢にも広く影響を及ぼすものです。生計費原則にもとづき災害級の現状を踏まえた賃金の引き上げは必要不可欠なものです。

その後の回答では、昨年度第1回交渉とほぼ変わらない回答が続き、唯一改善について「検討する」としたのは人事院勧告にも言及されている「不妊治療に関わる休暇の新設」のみでした。私たちの要求にもとづく改善が全く図られず、一時金は引き下げるといって提案は当然のことながら受け入れられるものではありません。地公労は引き続き交渉を求めました。

### 第1回交渉での 参加者の声

「そもそもその当局の姿勢を問いたい。要求書提出する際に、私たちの要求に正対した回答であること、私たちの生活に目を向けた回答であることを求めた。回答を聞くと改善できない理由が人事委員会勧告を理由にするものばかり。当局としてどのように考えているのか。強い怒りをもつ。」「学校現場の状況は休日も返上でコロナ感染防止のため、きめ細かな対応を行い、そうした中で授業、生徒指導、勤務時間内に到底終わらない業務量となっている。多忙化はコロナ禍でさらに深刻化している。教員は時間外手当がない。このコロナ禍ではみ出した時間はどう手当するのか。賃下げは許されない。再考を求めろ。」「会計年度任用職員は勤勉手当がないために、一時金は下がることはあっても上がることがない。この矛盾にどう向き合うのか。私傷病の有給化についても8つの自治体が国に先行して付

関する重点要求書」にもとづく第1回交渉を行いました。コロナ禍で奮闘し続ける現場の県職員・教職員に対し、ゼロ回答と言わざるを得ない、昨年同様の回答が目立つ不誠実と言わざるを得ない回答が続きました。とりわけ、賃金に関しては国追従の一時金0・15月の引き下げ(会計年度任用職員についても同様に0・15月引き下げ、再任用職員については0・10月の引き下げ)が提案され、会場からは多くの発言が続きました。

与している。県の対応は市町村にも影響を及ぼす。早急な改善を。」「臨探者の月途中での交通費支給を早急に当局責任で改善すべきだ。月途中での支給がされないがために、例えば手取り9万の代替者が交通費で1万5千円ほどを通勤距離の関係で自己負担を余儀なくされている。これであり手不足に拍車をかける。」「今年度は再任用者も含めて賃下げ勧告がされている。再任用者も60歳以前と同様あるいはそれ以上の働きを強いられている。それにもかかわらず引き下げとは血も涙もない。引き下げには大反対。」

### あなたも組合に ともに声をあげよう

私たち地公労は現場の県職員・教職員を代表し、今後も



第2回交渉において追加署名を提出します。現場の思いが託された署名は責任をもって当局に届けます。賃金署名へのご協力も合わせてよろしくお願いします。

### 期末手当改定に伴う級別・職位別の年収への影響額 (行政職給料表適用者・中位号給モデル)

頑張っているのにこの引き下げ額…納得できますか??

級	職位	年齢 (平均)	号給 (平均)	改定前	改定後	改定額	改定率
6級	副課長	56歳	61号給	8,501,084円	8,427,794円	▲73,290円	-0.86%
5級	主幹級 主査級	50歳	73号給	7,199,716円	7,129,402円	▲70,314円	-0.98%
4級	主任級	48歳	77号給	6,855,462円	6,790,700円	▲64,762円	-0.94%
3級	主任級 主事・技師	35歳	29号給	5,048,962円	5,001,266円	▲47,696円	-0.94%
1級		24歳	33号給	3,537,604円	3,505,346円	▲32,258円	-0.91%